

#### . 4 . 12 . 中央児童福祉審議会

##### 当面推進すべき児童福祉対策につ

いて ( 48 . 11 . 27 . )

〔原資料のうち、ここには心身障害児（者）の項だけを収録した。原資料の目次等については、 . 4 . 5 . 〕

#### 心身障害児（者）の福祉施策の充実について

##### 1 基本的な考え方

心身障害児（者）の福祉を図るためには、心身障害児（者）を、社会の一員として、その基本的人権を保障する方向を明確にしたうえでの幅広い各種の施策の実施が望まれている。行政面においてもこのような観点に立って総合的な施策を展開していかなければならない。

心身障害児（者）に対する施策の方向としては、次の二つがある。その一つは、心身障害児（者）の障害によるハンディキャップを、障害の治療、訓練、教育による適応力の回復と伸長、補装具による機能の代替などを通じて直接軽減しあるいは解消する方向である。

そのこは、心身障害児（者）を取り巻く生活条件、社会条件の面、すなわち心身障害児（者）に適した生活の場や就学の機会の確保、家庭における諸問題への配慮などを通じて、そのハンディキャップを軽減しあるいは解消する方向である。

これまでの心身障害児（者）対策は、施設収容を中心として進められてきた。施設収容の考え方としては、心身障害児（者）を施設内で保護しつつ治療訓練を行なうというところにあつたと考えられるが、このような考え方のみでなく、一般社会の中でその一員として心身障害児（者）を処遇するという方向での施策の展開が今後強く望まれる。

教育、就業の機会の保障などを含む広い分野にわたる福祉施策の推進が図られなければならないと思われる。同時に、以上のような考え方に立った施策が実りあるものとなるためには、その基礎として、国民の社

会連帯の理念が不可欠であることに留意しつつ、あらゆる場面においてその滴養に努めなければならない。

治療、訓練の面でも、施設運営の内容の改善、早期療育による効果的な治療訓練体制の実現などが進められなければならない、また心身障害の発生予防、早期発見のための研究の推進も重要な課題であるが、以下、当面緊急に解決を迫られている問題に絞って意見をのべることとする。

## 2 在宅対策

わが国の心身障害児（者）対策は、施設への収容処遇を中心として発展してきたものであり、施設不足のため施設に入所できない者に対する止むを得ない措置として在宅対策が考えられてきた傾向がある。

しかしながら、家庭を中心とする地域社会は人としての生活の基盤であり、心身障害児（者）がそれぞれの地域社会の一員として生活できるような条件を整えることは、心身障害児（者）対策の重要な柱である。

今後のいわゆる在宅対策は、このような広い見地に立って推進されなければならないが、当面、緊急なものとして次のような施策を講ずる必要がある。

### (1) 特別児童扶養手当の改善

在宅の重度の心身障害児を対象とする金銭給付としては、現在、主として介護料的な性格を有する特別児童扶養手当の制度がある。在宅での療育を希望する者について、家庭において安心して療育が行なわれるようにするためには、この制度の格段の改善がなければならない。特別児童扶養手当の額は、現在母子福祉年金（児童扶養手当）の額と同一であるが、重度の障害児を抱える家庭におけるさまざまな負担を考えると、その引き上げおよび所得制限の緩和について検討する必要がある。この場合、特別児童扶養手当の支給対象児童が成人に達した後は障害福祉年金を受けることとなるので、この間の均衡にも配慮していかなければならない。

### (2) 訪問指導・相談事業の充実

最近に至っても、障害児を抱える家庭における親子心中などの不幸な事件が跡を断たない状況を見ると、訪問指導、相談事業の充実の必要性が痛感させられる。現在、児童相談所、福祉事務所等の公的機関による相談事業、訪問指導が行なわれているが、在宅対策を進めるにあたって、これらの機能をなお一層強化する必要がある。また、これらの施策の強化とともに、心身障害児を持つ親の会等民間団体による相談事業の果している役割を評価し、この

ような民間団体による相談、指導事業も今後の在宅対策の一環として位置づけ、その活動が期待できるような助成措置を考慮すべきである。

### (3) 通園（通所）施設その他の在宅対策

在宅の心身障害児のために設置されている各種の通園（通所）施設は、早期療育の面でも大きな役割を果たすものである。この種の施設への要望はきわめて根強いものがあるという現状をふまつつ、母子保健対策の充実による心身障害児の早期発見と相まって、早期療養の場としての通園（通所）施設の整備充実を図っていかなければならない。あわせて、成人の就労のための通所施設についても実情に即して拡充していく必要がある。

なお、心身障害児のための通園（通所）施設については、療育指導、相談機能を併せ持たせることにより、これを地域に根ざした在宅対策の拠点としていくことも考えられてよい。

そのほか、在宅対策は、心身障害児（者）本人およびその家庭の全般的な生活にわたって配慮していく必要があるが、日常生活用具、補装具の支給制度、家庭奉仕員制度等既存の施策についても改善措置が講じられなければならない。

## 3 施設対策

心身障害児（者）の収容（居住）施設は、必要な保護を加えつつ治療訓練を行なうものとして、特に家庭において療育することが困難な重度の心身障害児（者）にとって不可欠であり、心身障害児（者）対策全体の中で大きな役割を果たすものである。

心身障害児（者）のための収容（居住）施設は、最近かなりの整備をみつつあるものの、なお量的な面では重度の障害児（者）のための施設は相当に不足しており、加えて、施設一般に、その内容の面で、設備の近代化と治療訓練機能の強化を図る必要があることなどの問題があるが、当面の課題として特に次の諸点を指摘しておきたい。

### (1) 重度化への対応

最近、施設入所児（者）の障害は重度化し、入所期間は長期化する傾向にある。例えば、精神薄弱児施設においては重度加算の対象になる児童の比率が増加し、これらの児童は退所できないまま成人施設に移行する形をとっており、このことは一面成人施設の不足となってあらわれている。また肢体不自由児施設においても、入所児童の相当部分が重度の脳性麻痺などの障害を持つ児童で占められるに至って

いる。

このような施設入所児（者）の障害の重度化，入所期間の長期化に対応して，これまでも必要な改善措置がとられてきているものの，施設の現状をみると必ずしも十分でなく，早急な改善が必要になってきていると思われる。このため，第一に重度の障害児（者）も十分な介護，療育を受け，その発達が期せられるような職員の配置が必要であり，第二に施設設備面および運営面においては，重度の障害児（者）のための治療，訓練，教育の場としての配慮のほか，家庭的な雰囲気尊重した生活の場としての居室，遊戯室等に特別な配慮をしなければならない。このため，国の助成制度のあり方についても検討を加える必要があると思われる。

## （２）職員の確保と研修指導の強化

施設において最も大切なことは職員に人を得ることである。すぐれた職員を確保することが施設運営の基本でなければならない。

心身障害児（者）施設における職員の業務は入所児（者）の障害の重度化に伴い，根気も要し，精神的・肉体的に一層苦勞の多いものとなってきたお

り，加えて，一般的な労働力の不足を背景として，施設職員の確保は今後ますます困難になると予想される。

このような状況下において，職員の確保を図るためには，給与面の改善，適正な介護指導職員の配置による勤務体制の改善，宿舍等福利厚生施設の充実などの面で思い切った施策を講ずる必要がある。

同時に施設設備面の近代化によって人手を補い得る面もかなりあると思われるので，従来なおざりにされがちであった施設の思い切った近代化を推進するとともに，省力化のための機器の導入を図り，この面からの勤務条件の改善を進めていくことも忘れてはならない。

以上のような条件整備にあわせて，専門の養成拡充を図るとともに，職員の指導研修を充実していくこともすぐれた職員の確保のために不可欠であり，専門的な知識技能の向上と同時に，福祉の意義について十分な理解を持った職員を養成していくという観点に立って，研修指導体制の格段の強化を図っていかなければならない。